

補遺 I

視察規定

視察の性格

1. 本修道会の修道院はすべて自治に留まりながら、愛の絆、および共通の教義的・法的伝統によって互いに一致している。これらの自治修道院の上長たちは、各共同体の善を配慮する絆によって一致し、この司牧的配慮は、特に、母院=子院制と規定の視察の制度を通して行使される¹。規定の視察は各共同体において、少なくとも2年に一度行なわれる²。
2. 規定の視察は同一のシトー会の恵みを分かち合う機会であり、シトー会の生活様式への生き生きとした忠実さを探し求めながら、共同体が本修道会その他の全共同体に対する責任を表すものである。その目的は、霊的に刷新された熱心さを持ってシトー会の生活を送るよう兄弟たちを喚起することであり、またその地の修道院長の司牧的行為を強固なものとし、それを補足すること、必要ならば、これを矯正することである³。
3. 兄弟たちは視察者を信仰と喜びの内に受け入れる⁴。兄弟達は規定の視察の内に個人的かつ兄弟的回心への呼びかけを見るよう努力する。尊敬と謙遜をもって、兄弟達は視察者の提案や指針や矯正を受け入れる。
4. 規定の視察を受ける共同体の上長は、自己の司牧的職務を補佐に

¹ 愛の憲章 3-4 章、会憲第 71 条。

² 会憲規定 75.2.B。

³ 会憲第 75 条第 2 項。

⁴ 愛の憲章 5 章。

来る視察者を信頼を持って受け入れる。視察の成功の一部は上長の、共同体と各兄弟の善を求める、この協力に依存していることを知るべきである。

5. 視察者は、規定の視察を受ける共同体と上長に、各自の上に働かれる聖霊に信頼しつつ、大きな尊敬を表わす。視察者は、共同体が自己の隠世共住修道生活の資質について検討することを援助し、神の招きを感じ取るよう援助する。視察者は法の規定、愛の憲章の精神と総会によって承認された本規定の諸規範を忠実に順守する。

6. 視察者と、規定の視察を受ける共同体、および上長の間の相互理解は、視察が永続的な実りをもたらすための決定的な要素である。この理由から、全員は、福音と、本修道会会憲および総会の規範によって注解された聖ベネディクトの戒律、および各共同体の固有の恵みに忠実であるよう心を配る。

視察者

7. 本修道会の修道院の視察は、母院長によって行なわれる。しかしながら、総長は視察を実施することができる。母院長も総長も、男子の自治修道院の上長に⁵、あるいは女子修道院の場合には⁶、現職の女子修道院長に規定の視察をするよう委任することができる。総長にしても母院長にしても、視察を委任する前に、視察を受ける修道院の上長の意見を聞く⁷。次いでこの上長は、自分の共同体の意見を聞く。

8. 女子修道院においては、母院長は他の者に、少なくとも6年に一度、委任する。

⁵ 会憲規定 75.2.A.

⁶ 女子大修道院長について言及されていることは、女子正式修道院長にも適用される。会憲第34条第2項参照。

9. 常に視察者は、地方上長の意見を聞いた後で、次いでこの上長が自己の共同体の意見を聞いた後で、一名の他の男子修道院長あるいは女子修道院長によって、あるいはまた男子元修道院長、あるいは女子元修道院長によって同伴されることができる⁷。男子修道院においては、同様に意見を聞いた後で、特別な分野での一名の専門家を視察者は同伴させることができる。この場合でも一名の公式視察者がいるだけであり、この公式視察者に共同体全体は面会しなければならない。視察者の同伴者は助言を持って視察者を補佐し、視察者から託された任務を遂行する。視察者は共同体に対して、自分自身とこの補佐(男子あるいは女子)が視察の間に取る方法について説明する。

10. 新しい修道院長が、一層経験の豊富な者に同伴されることは有益であろう。共同体とその上長が、委任された視察者あるいは同伴者を要望するとき、この要望は真剣に考慮され、可能な限り尊重される。

11. 異なった文化の母院長を持つ男子修道院の場合、この母院長は時折、その共同体と同一の文化の視察者に可能な範囲で委任することができる。同様に、母院長がその子院と同一の文化の場合、この母院長は時折、他の文化の視察者に委任することができる。母院長が、視察を受ける共同体と同一の言語ではないとき、この母院長は時折、その言語の者に委任することができる。通訳が必要とき、その通訳の選択は、規定の視察を受ける共同体の修道院集会によって承認されなければならない。またこの通訳は、視察者自身と同様に守秘義務がある。

視察の準備

⁷ 会憲規定 75.1./男。

⁸ 会憲規定 75.1.A/女。

12. 全員は規定の視察を祈りの内に準備し、共同体自身と視察者のために聖霊の光を願い、また真実の識別と良い熱誠の恵みを願う⁹。通常、視察の開始日に聖霊のミサが捧げられる。

13. 地方上長は共同体がこの準備を努力するよう力づけ、規定の視察の重要性について共同体に話すことができる。上長は、全ての者が視察者に対して誠実で開かれた態度であるよう奨励し、共同体を完全に自由にさせておかねばならない。

14. 共同体が自分達の歴史の中でのその時点に必要としていることを、前もって検討することは望ましい。この検討は、共同体の対話や、顧問会議、あるいは全員の協力を促進する他の方法で行なわれることができる。また、規定の視察の間に取り扱われるべきいくつかの重要点を特定することができる。たとえもし視察者を援助するためのテキストを共同体が作成するとしても、視察者はこの文書に含まれた点に自身を限定されない。さらに、もし視察者が特別な準備の方法を提案するなら、共同体はそれに協力する努力をする。

15. 視察者については、特に視察者が母院長でない場合、規定の視察を受ける共同体についてできる限り知識を得る。視察者は率直に上長と連絡を取り、上長は特に、共同体によってなされた準備について視察者に伝達する。もし規定の視察は、共同体がその歴史の中で重大な局面にあるために、特別な性格を帯びるはずならば、視察者は神になによりもまず識別の特別の恵みと、必要とされる可能性のある措置を取るために必要な勇気を願う。

視察の間

16. 以下の点は共同体生活の最も明白な側面のいくつかを形成している。

⁹ 戒律第 72 章参照。

状況に従い、それらの内のいくつかを、状況に従って、視察者は特に検討する。

- a) 共同体における愛と従順と一致の雰囲気(会憲 13-16 条)
- b) 典礼の精神とその挙行(会憲 17-19 条)
- c) 祈りと聖なる読書と労働との間の均衡(会憲 20-23、26 条)
- d) 沈黙、世からの出離、および禁域の順守(会憲 24、29 条)
- e) 貧しさと単純さの内に隠世修道院の修行を生きることへの忠実さ(会憲 25、27、28 条)
- f) 来客の受け入れと使徒職(会憲 30-31 条)
- g) 種々の役務者の奉仕(会憲 35 条)
- h) 顧問会の機能(会憲 36 条)
- i) 経済状態および財産管理(会憲 43.3、74.3)
- j) 初期養成と継続養成の資質(会憲 45ss と養成要綱の 66 項)
- k) 不在の兄弟/姉妹および創立子院との関係
- l) 共同体における身体的健康状態
- m) 女子修道院における、女子修道院付き司祭の職務(会憲 76)
- n) 本修道会および地方教会との関係(会憲 31-32、77ss)

17. 視察の間、共同体の全誓願者は、視察者と個別に会う権利と義務を有する。彼らは視察者と共同体についての自分の観点を分かち合う。即ち、共同体の長所とチャレンジおよび問題についてである。また全誓願者は視察者の質問にまったく誠実と愛を持って答えるべきである。しかしながら、ある兄弟の隠れた過ちを指摘するのは、これらの過ちがほとんど公けになっておらず、あるいは深刻な方法で修道院を害するものでないならば、必要ではないし、また許されてもいい¹⁰。同様にまた、視察者の到着以前に矯正されることができ、また矯正すべきことがらを、視察のために保留するのは非難されるべきことであると考えられる。視察の間に視察者が共同体の対話を行なうなら、全員はそこに参加し、その討議にできる限り貢献すべきである。

¹⁰ 教会法第 628 条第 3 項参照。

18. 視察が母院長によってなされるとしても、上長は修道院における通常の権限を保持する¹¹。しかしながら、上長は信頼を持って、共同体についてまた自分の修道院管理についての必要な全ての情報を視察者に提供する。また、視察者に否定的な見解を述べたのが誰かを知らうと試みてはならない。上長は視察者に何か否定的なことを述べたのではないかと考えられる者に対して、親切な態度を保持すべきである¹²。

19. 視察者は、各修道士と各修道女の内の聖霊の業を信じながら、多くの機転と愛徳を用いて行動する。視察者は、シトー会召命への忠実さの内に共同体が成長することを促進するための適切な手段を提案し、また共同体の困難を解決するよう援助する。会憲によって許された健全な多様性を想起し、視察者は、視察を受ける共同体に、視察者自身の修道院で取られた決定を課すよう試みてはならない。大きな客観性と深い識別は、シトー会の生活の本質的な性格が促進されているかあるいは危険にさらされているかを判断する際に必要である。また示された種々の見方から出発して、共同体の現実の客観的考えを作り上げるためにも同様である。何か矯正すべきことがあるならば、視察者は慎重さと親切さをもってそれを行う¹³。

20. 視察者は地方上長の司牧的任務における行使を援助する責任を有する。それは上長自身への助言によって、また、共同体へ与えられる所感によって行なうことができる。もし上長の司牧的行為が芳しくなく、ある点について欠陥があるという結論に視察者が至るなら、その時には、それを矯正する権利と義務を視察者は有するが、上長の権威を損なうことのないよう留意する。

21. もし、兄弟達の意見を聞き、また共同体の状態の全体をできるだけ注

¹¹ Vincent HERMANS, *Commentarium Cisterciense* (Romae 1961)、p.159 参照。

¹² *De Forma Visitationis*, 教会法第 628 条第 3 項参照。

¹³ *De Forma Visitationis*, ST XXXIII in *Instituta Generalis Capituli apud Cistercium*

意深く検討した後で、共同体の善が上長の変更を勧め、あるいは要求するという結論に達するなら、視察者は、上長に勇気と善意をもってそれを伝える¹⁴。しかしながら、もし視察者自身が、視察を受ける修道院の母院長でないならば、視察者はまず母院長に諮問する。

22. 視察者は早急には何も行為すべきではない。視察者は、重大な決定を取る前に、上長および修道院集会(少なくとも顧問会)とできるだけ対話をすべきである。これには、視察を完全なものとするために十分な時間を残すことが含まれる¹⁵。例外的な場合、視察者は上長に諮問した後で、ある部門の長あるいは下級上長(例えば監督、副院長、あるいは修練長)を解任することができる。しかし、その後継者を任命する権利は有しない。視察者が母院長ではないならば、視察者はその決定を母院長に知らせるべきである¹⁶。

視察の終了

23. 規定の視察の終わりに、視察者は規定の視察を受ける共同体に、伝統的に「視察書」と呼ばれる文書を残す。視察者は、視察書の作成に当たっては最大の注意を払うべきであり、視察者は視察の間に自分に語られたことに耳を傾けたことや、共同体の真の状態を把握しようと努めたことを明確にする[訳注:英語テキストには「視察の間に」が欠落している]。視察者は、共同体自身が視察者に伝えた観点をそこに要約する。また共同体の現実についての視察者自身の理解、助言、奨励を加え、またもし必要ならば、回心への呼びかけを加え、成長がまだ可能で望ましい点を指摘する。規則順守の些細な点を長く列挙するよりも、いくつかの本質的側面に焦点を合わせる。視察者は、それほど重要では

¹⁴ 1969年総会、第22本会議、pp.99-100、第26本会議、p.139

¹⁵ 1971年総会投票28と、Canivez, *Statuta capitulorum Generalium* (ルーバン、1933)、sub 1738; n.126; 参照

¹⁶ Canivez, *Statuta Generalium*, ルーバン 1933 sous 1189 n. 2; 1201 n.6; 1948年総会決議録、p.23; Hermans, *Commentarium Cisterciense*, ローマ 1961 p.208)

ない指摘の付加リストを残すことができる。

24. 視察者が共同体あるいは少なくとも顧問会に視察書の重要な点を示し、最終テキストを作成する前に、共同体の対話の中でそれについて反省し討議するのは有益であろう。視察者は少なくとも視察書の内容について、および視察書の朗読の前か後に行うことを意図している所感について、地方上長と討議すべきである¹⁷。規定の視察は、「視察書の朗読によって終了する。例外的な場合、視察者は、明確に限定された期間の間、規定の視察を開いたままに残すことができるが、地方共同体と上長、および母院長に諮問した後になされる。

視察の後

25. 地方共同体とその上長は、視察者によって与えられた勧告を、信仰の精神と本修道会全体との交わりの精神の内に実行に移すよう、自分達に可能な全てのことをなすべきである。視察者の指示に従い、視察書は年に数回朗読される。この機会に、共同体は視察の間に受けた恵みに対する自分達の答えを評価する反省を行い、また視察書自体と視察者からの他の勧告の実践について反省する。上長は、この点に関して特別な責任を有している。顧問会の助けを得て、自己の共同体の中で、この反省と評価を促進するのは、実際、上長に属する。

26. 視察者は総長に二箇月以内に報告書を送付する。委任された視察者は、それを同様に母院長に送付し、その報告書の中で視察者は、視察の間に行なったいくつかの勧告の実行について、母院長が特別の注意を払うよう促すことができる¹⁸。これらの報告書は共同体に対して読まれた視察書と本質的に合致していなければならない。しかしながら、もし視察者が視察書の中で全てを述

¹⁷ 1950年総会、p.12 参照

¹⁸ 会憲規定 75.2.C

べることができなかつたと考えるなら、このことを総長に説明し、次回の視察の時にその他の事柄が触れられるよう提案すべきである¹⁹。

27. 総長は視察書の中で提示された問題を評価した後、個人的かあるいは総長顧問会によって、視察についての報告書に返答することができる。総長は、シトー会の召命の内に共同体がその道を歩み続けるよう援助するため、適切な手段を提案することができる。

28. 地方上長はつねに、自己の顧問会あるいは共同体全体に諮問した後で、総長と母院長に視察の評価を送付することができる。この評価は、もし上長が要望するならば、地方協議会にも伝達されることができる。

29. 上長あるいは共同体は、視察に対しての訴願を常に行うことができる。この訴願は総会に対してなされるか、あるいは総会と次総会との間では総会の代理者として行為する総長に対してなされる。聖座に対する訴願は常に可能である。

30. 視察者も視察を受けた共同体も、視察に参加した人員について機密を保つ権利と義務を有していることを想起すべきである。視察者は、所見を述べた者たちの氏名を明かしてはならず、さらに、視察した共同体に関するすべての事柄について大きな慎重さを持つ義務を有していることを自覚すべきである。

結論

31. 規定の視察は本修道会の諸修道院の間の愛の絆の表現である。このように規定の視察が準備され経験される時、規定の視察はシトー会の恵みへの忠実さの内に確かに成長するため共同体に提供された、すぐれた霊的出来事

¹⁹ 1971年総会、投票30参照

を形成する。